

保健第165号
令和2年8月14日

関係県立特別支援学校長
市町村教育委員会教育長 殿
(岡山市を除く。)

岡山県教育庁保健体育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた麻疹及び風しんの
定期接種(第2期)対象者に対する積極的な勧奨等について(依頼)

平素から岡山県の学校保健の推進につきましては、御尽力を賜り、感謝申し上げます。

このことについて、令和2年8月4日付け、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡がありました。

現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した対象者については、接種期間を延長する特例措置がとられており、小学校第1学年の児童が麻疹及び風しんの定期接種(第2期)を接種できる取扱いとなっていることから、該当する未接種の児童の保護者に情報提供をお願いします。

また、来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴の確認及び積極的な接種勧奨を行うよう御協力をお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管内の特別支援学校及び小学校への周知をよろしくをお願いします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班

指導主事(主幹) 井上典子

TEL: 086-226-7591



事務連絡
令和2年8月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた
麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な勧奨等について（依頼）

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省から協力依頼がありました。

依頼の趣旨を踏まえ、貴職におかれては、適宜、衛生主管部局と連携し、

- ① 来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴の確認及び積極的な接種勧奨等の協力を行うこと
- ② 現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した者については、接種期間を延長する特例措置をとることができることとなっており、該当する場合には、小学校第1年の者が麻しん及び風しんの定期接種（第2期）を接種できる取扱いとなっていることから、小学校第1学年の者で未接種の者及びその保護者に対する情報提供等の協力を行うこと

について、特段の御配慮をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校幼稚部・小学部に限る。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置

会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本依頼について周知願います。

(担当)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)
FAX : 03-6734-3794

事務連絡
令和2年7月31日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を踏まえた
麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な勧奨等について（依頼）

麻しん及び風しんのまん延予防等の観点から、麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者が小学校就学前までに接種を受け、接種率が95%に到達することが非常に重要です。

しかし、令和2年3月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症の発生や、それに伴う外出自粛要請等にともない、麻しん及び風しんの定期接種（第2期）の接種者数の減少がみられており、児童のうち来年度就学予定の者や小学校第1学年の者に、接種を受けていない者が多く含まれることが懸念されます。

このため、麻しん及び風しんのまん延予防の観点から、定期接種の積極的な接種勧奨を行うことが、本年は特に重要です。

また、現在、市町村の判断により、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い接種機会を逸した者については、接種期間を延長する特例措置をとることができることとなっており、該当する場合には、小学校第1学年の者が麻しん及び風しんの定期接種（第2期）を接種できる取り扱い（以下「特例措置」という。）がなされています。

このため、市町村教育関係部局において、衛生主管部局と連携しつつ、

- ① 来年度就学予定の者について就学時の健康診断等における接種歴の確認及び積極的な接種勧奨の協力を賜るよう、
- ② 特例措置を踏まえ、小学校第1学年の者で未接種の者及びその保護者に対する情報提供等についても協力を賜るよう、

それぞれ、特段の御配慮をお願いしたく、関係者に周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

遅らせないで！ 子どもの**予防接種**と **乳幼児健診**



**お子さまの健康が気になるときだからこそ、
予防接種と乳幼児健診は、
遅らせずに、予定どおり受けましょう。**

予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために
一番必要な時期に受けていただくよう、
市区町村からお知らせしています。
特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、
重い感染症になるリスクが高まります。

なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- 予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- 特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せき、細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- 乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- 医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
- 予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。
- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください（※）。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりとしましょう。また、予防接種を受けた日もお風呂に入れます。

※体調が悪いときは、感染症を周りの人に感染させるおそれがあるので、予防接種や乳幼児健診に行くことはやめましょう。元気になったら、あらためて予定を立ててください。

新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- 受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、地域の事情に応じ、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

ご不明の点は、かかりつけ医や、お住まいの市区町村にご相談ください

※乳幼児健診については、感染の状況等を踏まえ実施方法等を変更している場合がありますので、お住まいの市区町村の母子保健窓口にお問い合わせください。

～もっと詳しく知りたい方へ～

予防接種スケジュール（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/component/content/article/320-infectious-diseases/vaccine/2525-v-schedule.html>

日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール

http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=138

小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、各分野の専門家からのメッセージを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

